

# 科学技術イノベーション政策における 「政策のための科学」 「基盤的研究・人材育成拠点整備事業」 公募説明会 説明資料

平成23年9月6日

科学技術・学術政策局 政策科学推進室



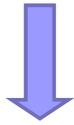
## 科学技術イノベーション政策に関する問題意識

- 「科学技術」と「社会」と「人間」との関係・連携の在り方について議論が必要。
- これまでの科学技術政策が、主として科学技術の振興に重点が置かれており、社会が抱える様々な問題の解決に十分に答えることができていなかったのではないか。
- 科学技術イノベーションに対する国民の期待は大きいものの、多額の投資をして、これらを振興することについて、必ずしも国民の共通理解が得られていないのではないか。
- 科学技術政策の企画立案等に必要な資料やデータ等が必ずしも整理されていないのではないか。
- 我が国の科学技術政策は、主として自然科学の研究開発を対象に振興が図られており、人文・社会科学の知見を必ずしも十分に活用してこなかったのではないか。
- 科学技術の専門家は数多くいるが、科学技術政策の専門家の層をより厚くしていくことが必要ではないか。また、科学技術政策の専門家を育成するシステムが十分ではないのではないか。

【国際フォーラム】新たな政策形成プロセスの構築に向けて  
(平成23年6月22日)鈴木文部科学副大臣(当時)講演資料より抜粋

## 科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」の意義 その1

○ 経済・社会の変化に適切に対応し、社会的問題を解決するための科学技術イノベーションへの期待の高まり。



経済・社会等の状況、社会における課題、その解決に必要な科学技術の現状と可能性等を多面的な視点から把握・分析。

客観的根拠(エビデンス)に基づき、合理的なプロセスによる政策の形成が必要。

○ 科学技術とイノベーションの関係やそのプロセスに対する理解を深め、科学技術イノベーション政策の経済・社会への影響を可視化。

その結果を、政策形成の実践の場で適用し、政策決定における透明性を確保することで、国民への説明責任を果たすことが必要。

○ 客観的根拠とそれに基づく政策形成の成果を社会の共有資産として活用。それが、国民の政策形成への参加の基盤となる。



客観的根拠に基づく政策形成を目指して、「科学技術イノベーション政策のための科学」を構築する。

科学技術イノベーション政策のための科学推進委員会(第1回、平成23年5月16日)  
科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」基本構想(案)より抜粋

## 科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」の意義 その2

### 第4期科学技術基本計画

平成23年8月19日 閣議決定

第4期科学技術基本計画においては、以下の通り、「科学技術イノベーション政策における『政策のための科学』」の必要性について提言。

#### I. 基本認識

#### 4. 第4期科学技術基本計画の理念

##### (1) 目指すべき国の姿

科学技術政策は、科学技術の振興のみを目的とするものではなく、**社会及び公共のための主要な政策の一つ**として、経済、教育、防災、外交、安全保障等の重要政策と有機的に連携

##### (2) 今後の科学技術政策の基本方針

##### ③ 「社会とともに創り進める政策」の実現

国として、**国民の期待や社会的要請を的確に把握**して、政策の企画立案及び推進に適切に活かすとともに、政策の**成果や効果を広く国民に明らかにし、社会に還元**していくことが一層重要

#### V 社会とともに創り進める政策の展開

#### 3. 実効性のある科学技術イノベーション政策の推進

##### (1) 政策の企画立案及び推進機能の強化

国は、「**科学技術イノベーション政策のための科学**」を推進し、客観的根拠(エビデンス)に基づく政策の企画立案、その評価及び検証結果の政策への反映を進めるとともに、政策の前提条件を評価し、それを政策の企画立案等に反映するプロセスを確立する。その際、自然科学の研究者はもとより、広く人文社会科学の研究者の参画を得て、これらの取組を通じ、**政策形成に携わる人材の養成を進める**。

# 科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」 推進の指針

- 指針1: 「科学技術イノベーション政策のための科学」と「政策形成プロセス」の進化を車の両輪として推進。
- 指針2: 関連諸分野の連携により「科学技術イノベーション政策のための科学」という新たな学際的学問分野を構築。その成果は、政策形成の実践の場で活用。
- 指針3: 科学技術行政システム全体を見直し、政治・行政における関係者の意識を改革し、素養を養うことで、「政策形成プロセス」を進化。
- 指針4: 政府と研究コミュニティが、双方の信頼関係の下、それぞれの役割や責任に応じて政策形成において協働。
- 指針5: 得られる成果(知識、手法等)を、構造化して知識体系を確立し、社会共有の資産として活用。これが、政策形成への国民参加のための手段として活用されることを目指す。
- 指針6: 客観的根拠に基づく政策形成の基盤として、人材育成とデータ・情報基盤を確立。

科学技術イノベーション政策のための科学推進委員会  
(第1回、平成23年5月16日)  
科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」基本構想(案)より抜粋

4

## 科学技術イノベーション政策のための科学推進委員会

### 科学技術イノベーション政策のための科学推進委員会

(平成23年5月16日、科学技術・学術政策局に設置)

#### 1. 目的

平成23年度から開始する「科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」」事業においては、科学技術イノベーション政策に関して、客観的根拠(エビデンス)に基づいた合理的なプロセスによる政策形成を実現するため、イノベーション政策における「政策のための科学」の深化、客観的根拠に基づく政策形成の実現に向けた「政策形成プロセス」の進化、及び関連する学際的学問分野の開拓を目指す。

#### 2. 委員会の位置づけ

推進委員会は文部科学省の提示する基本構想を踏まえ、本事業全体の推進方策を設計し、統括する。「政策のための科学」に関係する各事業の推進に関し適宜検討、助言をする。

#### 3. 検討事項

- ① 基本構想を踏まえた基本的な事業の進め方
- ② プログラム全体の円滑な運営
- ③ プログラムを通じた研究成果の俯瞰と、成果の政策形成における活用のあり方
- ④ その他必要な事項

5

# 科学技術イノベーション政策のための科学推進委員会 委員名簿

- 相澤 益男 総合科学技術会議議員
- 有信 睦弘 東京大学監事
- 有本 建男 (独)科学技術振興機構社会技術研究開発センター長
- 笠木 伸英 東京大学大学院工学系研究科教授
- ◎黒田 昌裕 東北公益文科大学長
- 桑原 輝隆 文部科学省科学技術政策研究所長
- 合田 隆史 文部科学省科学技術・学術政策局長
- 郷 通子 長浜バイオ大学特別客員教授
- 小林 誠 (独)日本学術振興会理事
- 野間口 有 (独)産業技術総合研究所理事長
- 森田 朗 東京大学大学院法学政治学研究科教授

(五十音順、◎主査)

## 科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」事業の全体像

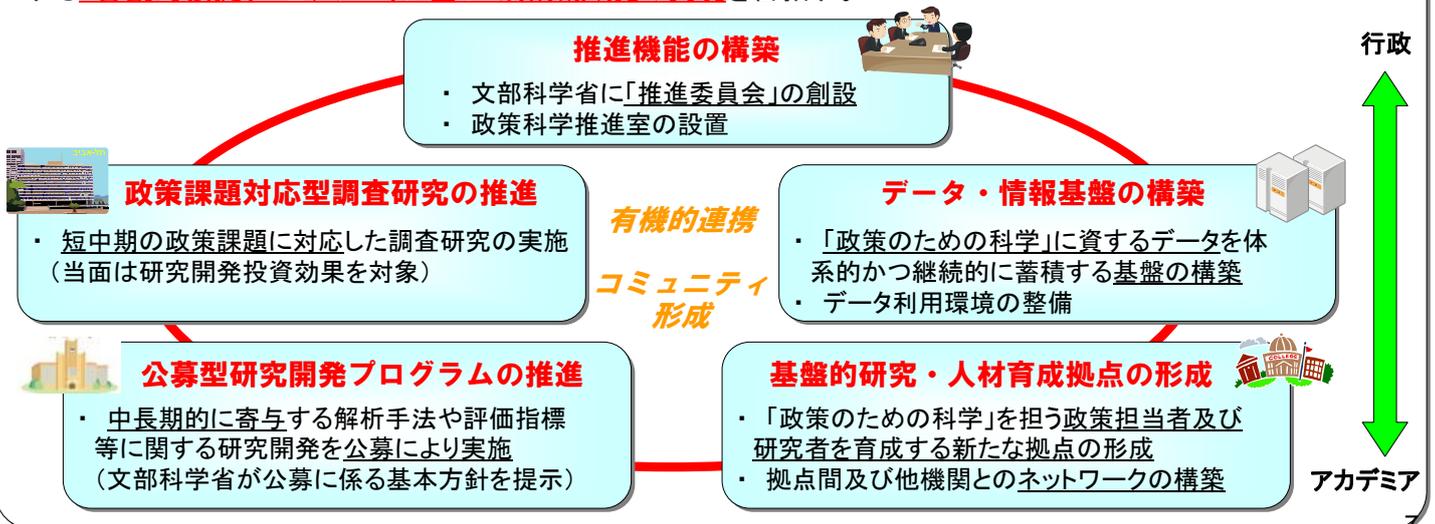
平成23年度予算額：802百万円(新規)

### 現状及び課題

- 科学技術イノベーション政策の経済・社会への影響を客観的・定量的に示すことが困難。
- 客観的根拠に基づく政策の企画立案のためのデータ基盤が不十分。
- 科学技術イノベーション政策に精通した人材の層が薄く、これらの人材のキャリアパスも不明確。

### 科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業の創設

経済・社会等の状況を多面的な視点から把握・分析した上で、課題対応等に向けた有効な政策を立案する「**客観的根拠(エビデンス)に基づく政策形成**」の実現を目指す。



## 基盤的研究・人材育成拠点整備事業の概要 その1

### ○ 基盤的研究・人材育成拠点の形成理念

- － 多様化と複雑化が進む現代社会において、我が国が直面する課題を解決し、科学技術イノベーションに基づいた経済・社会の発展のダイナミズムを生み出すための政策と戦略のあり方を、客観的根拠(エビデンス)に基づき科学的に研究し、政策を実行していく取組を推進することが必要。
- － そのためには、「科学技術イノベーション政策」を科学的に進めるための「科学」を深化させる研究者人材、及びその政策の社会での実装を支える人材の育成、さらには、育成された人材が、我が国の科学技術イノベーション政策の将来を担う人材として、多様なキャリアパスの中で、社会を先導できる人材となることが期待。
- － 育成される人材には、多様な学問分野の知見を総合し、社会的課題を的確に捉え、多様な利害関係者と協力しつつ政策形成・実施していくという合意形成の能力が求められ、このような能力を持った人材を育成するためには、従来のわが国の研究領域間及び人材育成拠点と研究者コミュニティの間の垣根を越えた連携が不可欠。
- － 「科学技術イノベーション政策のための科学」の体系的な人材育成が実施できる持続可能なシステムを構築し、その枠組みの下で、各学問領域を超えた、大学院レベルの学融合的な人材育成プログラムを整備するため、10～15年をかけて、大学の自立的な運用を通じて欧米諸国に匹敵する水準の「基盤的研究・人材育成拠点」の形成を目指す。

科学技術イノベーションにおける「政策のための科学」  
基盤的研究・人材育成拠点整備事業 整備方針(平成23年8月30日)より抜粋

8

## 基盤的研究・人材育成拠点整備事業の概要 その2

### ○ 「科学技術イノベーション政策のための科学」の担い手として求められる人材

- － 客観的根拠に基づく政策形成・実施を担う高度専門人材。「科学技術イノベーション政策のための科学」の知見を踏まえつつ、プロフェッショナルとして実際の科学技術イノベーション政策の形成・実施を担う人材。
- － 「科学技術イノベーション政策のための科学」という研究領域を担う研究人材。この新しい研究領域を発展・深化させる役割を担う人材。
- － 「科学技術イノベーション政策のための科学」と自然科学・人文社会科学等、各専門領域をつなぐ人材。特定の領域を専門としつつ、「科学技術イノベーション政策のための科学」についても一定以上の水準の知識と能力を持った人材。

(育成された人材のキャリアパスのイメージ)

- ・ 国や地方の行政機関における政策担当者である。特に、科学技術政策関連府省において実際の政策立案や実施を担う高度専門人材。
- ・ 大学・研究機関、民間企業等において、研究開発戦略の立案・実施や、研究評価等を担う戦略立案やマネジメントの人材、研究助成機関(ファンディング・エージェンシー)におけるプログラム・オフィサー。
- ・ 大学の教員や研究機関の研究者として「科学技術イノベーション政策のための科学」を推進するとともに、後進を育成。

科学技術イノベーションにおける「政策のための科学」  
基盤的研究・人材育成拠点整備事業 整備方針(平成23年8月30日)より抜粋

9

## 基盤的研究・人材育成拠点整備事業の概要 その3

### ○「科学技術イノベーション政策のための科学」の担い手として求められる人材

(育成された人材のキャリアパスのイメージ、続き)

- ・ 公的研究機関やシンクタンク、民間企業及びNPO等の調査部門等において研究員やアナリストとして、「科学技術イノベーション政策のための科学」の専門的知見を基に研究及び調査分析を行い、各種政策提言の作成に貢献。
- ・ 民間企業の製造部門及びサービス部門等において、中長期的な経営・技術戦略の策定や実行を担う専門スタッフとして活躍。
- ・ 自然科学もしくは人文社会科学の特定領域を専門として大学教員や研究所・企業等の研究員などとして活躍しつつ、学術団体や学協会、所属機関等の場を通じて、あるいは個人として、科学技術イノベーション政策について積極的に関与。
- ・ 「科学技術イノベーション政策のための科学」の研究者・実務者コミュニティに参加しその発展に寄与するとともに、将来、人事交流やキャリアチェンジによって、上記の政策形成・実施を担う高度専門人材や「科学技術イノベーション政策のための科学」を担う研究人材として活躍。

など

科学技術イノベーションにおける「政策のための科学」  
基盤的研究・人材育成拠点整備事業 整備方針(平成23年8月30日)より抜粋

10

## 基盤的研究・人材育成拠点整備事業の概要 その4

### ○「科学技術イノベーション政策のための科学」の担い手に求められる能力

科学技術イノベーション政策において、政策上の課題の発見、課題に対応した政策の策定、政策の実施といった活動を客観的根拠に基づき推進する能力、ならびにそれを支える「科学技術イノベーション政策のための科学」を深化させ、より科学的な客観的根拠の抽出と収集、構造化をおこなう能力。

(想定される具体的能力)

必ずしも一人がすべてを備える必要はないものの、育成された人材が、各々の活躍の場に応じて実践的な能力として発揮することが期待される能力。

- ① 客観的根拠の抽出、理論化・モデル化: 社会や自然を観察し、客観的根拠を抽出し、得られた観察結果を分析し、それを説明する理論・モデルを構築するとともに、客観的根拠を体系化、構造化する能力。
- ② 課題の発見・設定: 客観的根拠に基づき対応すべき課題を発見・設定する能力。
- ③ 政策立案: 設定された課題について対応策を検討し、その影響・効果を推定して、選択可能な幾つかの対応策(政策メニュー)を立案する能力。
- ④ 政策決定: 客観的根拠の意味を理解し、行動規範等に基づき社会における合意形成を適切に行い、リーダーシップを発揮して政策を決定できる能力。
- ⑤ 政策実施: 政策の基礎となる客観的根拠を理解しつつ、政策の実施において適切なマネジメント、評価を行える能力。

科学技術イノベーションにおける「政策のための科学」  
基盤的研究・人材育成拠点整備事業 整備方針(平成23年8月30日)より抜粋

11

## 基盤的研究・人材育成拠点整備事業の概要 その5

### ○ 各拠点における人材育成プログラムに必要な要素

- ① 科学技術及びイノベーションを体系的に理解するための知見を得ること。
- ② 政策及び政策形成・実施過程を体系的に理解するための知見を得ること。
- ③ 政策形成における客観的根拠の役割や特性を理解するとともに、「対象」である上記①及び②を分析するための理論や手法といった「手法、方法論」を取得すること。
- ④ 研究及び政策の遂行における実践的能力を涵養すること。

### ○ 人材育成のあり方

- － 人材育成プログラムにおいては、個別要素を積み上げるだけでなく、総合的にそれらの知見を活用できる能力を涵養できるようにカリキュラム等を設計することが重要。
- － 政策形成の現場との積極的に交流するなど、実践的な内容とすることが重要。
- － 自然科学や人文社会科学における各分野が融合した知見の習得や、国際的な視点も有する人材育成を行うことも重要。
- － 関係する機関間の連携により、共通の知識・能力を習得させる取組も重要。
- － 産学官の人材交流により、研究者や企業人が一時的に行政機関等において政策形成・実施の現場に携わるとともに、政策担当者が調査研究や政策提言作成などに関わることも重要。

科学技術イノベーションにおける「政策のための科学」  
基盤的研究・人材育成拠点整備事業 整備方針(平成23年8月30日)より抜粋

12

## 基盤的研究・人材育成拠点整備事業の概要 その6

### ○ 「基盤的研究・人材育成拠点」の基本構造と機能

複数の拠点がネットワークを形成し、有機的連携により研究・人材育成を行う全体構造を構築することとし、以下の2つのタイプの拠点を整備。

- ① 「科学技術イノベーション政策のための科学」についての総合的な人材育成プログラムを通じて、主として政策形成・実施を担う高度専門人材や「科学技術イノベーション政策のための科学」を担う研究人材を育成するとともに、本事業で形成される全体構造での中心的役割を担う「総合拠点(仮称)」(1拠点)
- ② それぞれの専門領域を主軸としつつ、「科学技術イノベーション政策のための科学」との間に跨る新しい領域を開拓し、幅広い人材を育成する「領域開拓拠点(仮称)」(2～3拠点程度)

#### (留意事項)

- ・ 対象機関は、国公私立大学であって、大学院を有する大学。
- ・ 個別の構想にもとづく人材育成プログラムを基本としつつも、全体構想に含まれる全ての大学等による「運営協議会(仮称)」を設けるとともに、必要に応じて連携協定を締結することなどによって、全体構造の中で各拠点が担うべき役割を明確化した上で、全拠点が連携・分担しつつ推進。
- ・ 拠点間の連携については、学生の多様な人材育成ニーズに対応できる体制を整備。 など

科学技術イノベーションにおける「政策のための科学」  
基盤的研究・人材育成拠点整備事業 整備方針(平成23年8月30日)より抜粋

13

## 基盤的研究・人材育成拠点整備事業の概要 その7

### ○ 総合拠点(仮称)

(主たる対象者)

- ・ 自然科学、人文社会科学の学部卒業または修士課程修了に相当する資格を有し、「科学技術イノベーション政策のための科学」を専門に学び、学位取得を希望する者(官庁、企業、大学・研究機関等に所属する社会人学生を含む)

(専門のプログラム(博士課程・修士課程)の設置)

- ・ 「科学技術イノベーション政策のための科学」に関する博士課程及び修士課程のプログラム(将来的には専攻も視野)を設置。
- ・ 「科学技術イノベーション政策のための科学」に関わる専門的知識及び能力を習得するための総合的なカリキュラム等を設定。
- ・ 所定のカリキュラム等を修了し、拠点が定める基準を満たす者には、「科学技術イノベーション政策のための科学」に関連する学位(博士または修士)を授与する又は学位記に当該学位プログラムの名称を付記。(ただし拠点決定後に、新規に専攻を立ち上げる必要がある場合には、その実現に向けた行程を明らかにして準備を進めることが求められる。)

(共同プログラムの企画・検討・実施)

- ・ 領域開拓拠点(仮称)と協力し、「科学技術イノベーション政策のための科学」に関する拠点間共同プログラムを企画・検討・実施。

科学技術イノベーションにおける「政策のための科学」  
基盤的研究・人材育成拠点整備事業 整備方針(平成23年8月30日)より抜粋

14

## 基盤的研究・人材育成拠点整備事業の概要 その8

### ○ 領域開拓拠点(仮称)

(主たる対象者)

- ・ 各拠点が強みを持つ専門領域についての専門性を有しつつ、「科学技術イノベーション政策のための科学」をより深く学び、学位取得を希望する者(官庁、企業、大学・研究機関等に所属する社会人学生を含む)
- ・ 学部卒業または修士課程修了に相当する資格を有し、自然科学または人文社会科学の修士課程または博士課程に進学しつつ、「科学技術イノベーション政策のための科学」について一定以上の水準の知識・能力の習得を希望する者(官庁、企業、大学・研究機関等に所属する社会人学生を含む)

(「科学技術イノベーション政策のための科学」に関する独立した人材育成プログラムの設置)

既存の人材育成プログラムとは独立した形での、「科学技術イノベーション政策のための科学」に関する人材育成プログラム(副専攻、プログラム、コース等。将来的には専攻も視野)を開設し人材を育成。

例えば、以下のような人材育成プログラムを想定。

- ・ 既存または新設の専攻において、新たに「科学技術イノベーション政策のための科学」を専門とするプログラム(またはコース等)を設ける。所定のカリキュラム等を修了し、拠点が定める基準を満たす者には「科学技術イノベーション政策のための科学」に関連する学位(修士・博士)を授与する又は学位記に当該学位プログラムの名称を付記する。(ただし拠点決定後に、新規に専攻を立ち上げる必要がある場合には、その実現に向けた行程を明らかにして準備を進めることが求められる。)

科学技術イノベーションにおける「政策のための科学」  
基盤的研究・人材育成拠点整備事業 整備方針(平成23年8月30日)より抜粋

15

## 基盤的研究・人材育成拠点整備事業の概要 その9

### ○ 領域開拓拠点(仮称) (続き)

(「科学技術イノベーション政策のための科学」に関する独立した人材育成プログラムの設置)

例えば、以下のような人材育成プログラムを想定。(続き)

- ・ 自然科学や人文社会科学系の大学院専攻に所属する学生(学部学生も含みうる)を対象に、当該専門分野に加え、「科学技術イノベーション政策のための科学」について一定以上の水準の知識・能力を養うための人材育成プログラム(副専攻等)を新設する。所定のカリキュラム等を修了し、拠点が定める基準を満たす者には「科学技術イノベーション政策のための科学」に関連する証明証(サーティフィケート)等を授与する。

(共同プログラムの企画・検討・実施)

- ・ 総合拠点(仮称)と協力し、「科学技術イノベーション政策のための科学」に関する拠点間共同プログラムを企画・検討。

科学技術イノベーションにおける「政策のための科学」  
基盤的研究・人材育成拠点整備事業 整備方針(平成23年8月30日)より抜粋

16

## 基盤的研究・人材育成拠点整備事業の概要 その10

### ○ 基盤的研究

各拠点は、基盤的研究を人材育成プログラムの一つに位置づけて人材育成を実施。

### ○ 各拠点間の連携

拠点を構成する各大学は、例えば以下のような拠点間連携プログラムを実施することにより、各機関の資源を効率的・効果的に活用して戦略的に人材育成を行う必要。その際、全ての拠点を構成する大学等において「運営協議会(仮称)」を設置し、関係者が本事業全体での人材育成のビジョンを共有。

(拠点間連携プログラムの例)

- ・ 拠点間共通科目:すべての拠点が協力し、科学技術イノベーション政策の基礎的知識及び能力の習得を目的とした科目を提供
- ・ 全拠点の学生、教員及び政策担当者等が参加する実践的な議論の場の提供
- ・ 学生の国内・海外の行政・立法機関等におけるインターンシップ
- ・ 学生、教員、政策担当者、産業界、その他の利害関係者との議論・交流の場の提供
- ・ 特定の政策的課題や分析手法等に関する短期集中コース
- ・ 学生、教員が行政等の実践の場に参加することにより、実際の政策形成の現場で得た知見を人材育成プログラムに反映させるためのフェローシップ

など

科学技術イノベーションにおける「政策のための科学」  
基盤的研究・人材育成拠点整備事業 整備方針(平成23年8月30日)より抜粋

17

## 基盤的研究・人材育成拠点整備事業の概要 その11

### ○ 拠点整備に向けた検討の進め方

- ・ 公募期間（平成23年8月30日（火）～10月7日（金））
- ・ 各大学より寄せられた構想に基づき推進委員会が書面審査を行い、ヒアリング対象大学を決定（10月中目処）  
（要する場合、各大学に構想の修正を求める可能性あり）
- ・ ヒアリング実施後、推進委員会が拠点構成大学を決定（11月中目処）  
（推進委員会の判断により、拠点構成大学以外の大学であっても、参加候補大学として全体構造への参画を求める場合あり）
- ・ 拠点構成大学（及びあれば参加候補大学）決定後、推進委員会の下に「拠点整備委員会（仮称）」を設置し、拠点の全体構造（案）をとりまとめ（平成23年度内）
- ・ 平成24年度以降、拠点構成大学及び参加大学が合同で「運営協議会（仮称）」を設置し、拠点間の具体的な連携策や拠点間共同プログラム等を検討

### ○ 評価等

- ・ 本事業では、最長15年の支援を実施。
- ・ 推進委員会は、拠点構成大学より適宜進捗状況の報告を求め、中間評価（概ね3年毎）、事業終了後の事後評価を実施。中間評価の結果によっては、実施計画の変更あるいは事業の打ち切りもあり得る。

科学技術イノベーションにおける「政策のための科学」  
基盤的研究・人材育成拠点整備事業 整備方針（平成23年8月30日）より抜粋

18

## 基盤的研究・人材育成拠点整備事業の概要 その12

### ○ 公募にあたっての主な留意事項

- ・ 1つの大学につき1件までとし、学長名にて申請して下さい。
- ・ 複数大学による申請も可能です。（詳細は、公募要領P3参照）
- ・ 経費については、構想実施に必要となる経費の一部または全部について、文部科学省から政策立案人材育成等拠点形成事業費補助金として交付します。（使途可能な経費の範囲は、公募要領P8～P10参照）
- ・ 総合拠点（仮称）では1拠点あたり年間10,000万円、領域開拓拠点（仮称）では1拠点あたり年間5,000万円を上限として措置します。（各年度の最終的な補助金額は本事業の予算の状況等に応じて調整。）
- ・ 申請書類（構想調書や経費調書）の記入に当たっては、公募要領別添2の「科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」基盤的研究・人材育成拠点整備事業構想調書・経費調書 記入要領」を熟読して下さい。

19

## 基盤的研究・人材育成拠点整備事業における審査の考え方(案) その1

- 各大学から提出された構想調書に基づく書面審査と、ヒアリングによる審査の2段階により、基盤的研究・人材育成拠点を構成する大学及び参加候補大学を選定し、その後の包括的な検討を経て全体構造を決定する。
- 審査にあたっては、以下の視点を重視しつつ総合的に評価を行うものとする。

### 【人材育成内容について】

- 提案された人材育成システムが全体として「科学技術イノベーション政策のための科学」の構築及び発展という趣旨に沿っているか
- 当該大学の育成する人材像に関する構想が明確に設定されているか、またそれが基盤的研究・人材育成拠点整備事業の趣旨に照らして適切か
- 提案された人材育成プログラムの内容が、育成される人材像の実現の観点から適切な内容となっているか
- 提案された人材プログラム等の修了の要件とその証明方法が、育成される人材像の実現性を評価する観点から妥当なものとなっているか
- 拠点間共同プログラムについての構想とそこで当該大学が提供できる拠点間共同プログラムに関する構想が基盤的研究・人材育成拠点整備事業の趣旨に照らして、適切か

科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」  
基盤的研究・人材育成拠点整備事業における審査の考え方(案)より抜粋  
(科学技術イノベーション政策のための科学推進委員会(平成23年8月30日))

20

## 基盤的研究・人材育成拠点整備事業における審査の考え方(案) その2

### 【運営体制・経費・その他資源について】

- 提案された人材育成プログラムの内容を実施するための大学内(複数大学の共同提案の場合はその全体)の運営体制が適切なものとなっているか
- 提案された人材育成プログラムに対する全学的な継続的支援があるか
- 他拠点や関係機関との調整に必要な運営体制が構築されているか
- 本事業終了後を含め、持続的な拠点として取組を継続する計画が立てられているか(大学の自主的な取組があるか)
- 提案の内容に照らして経費計画が適切なものとなっているか

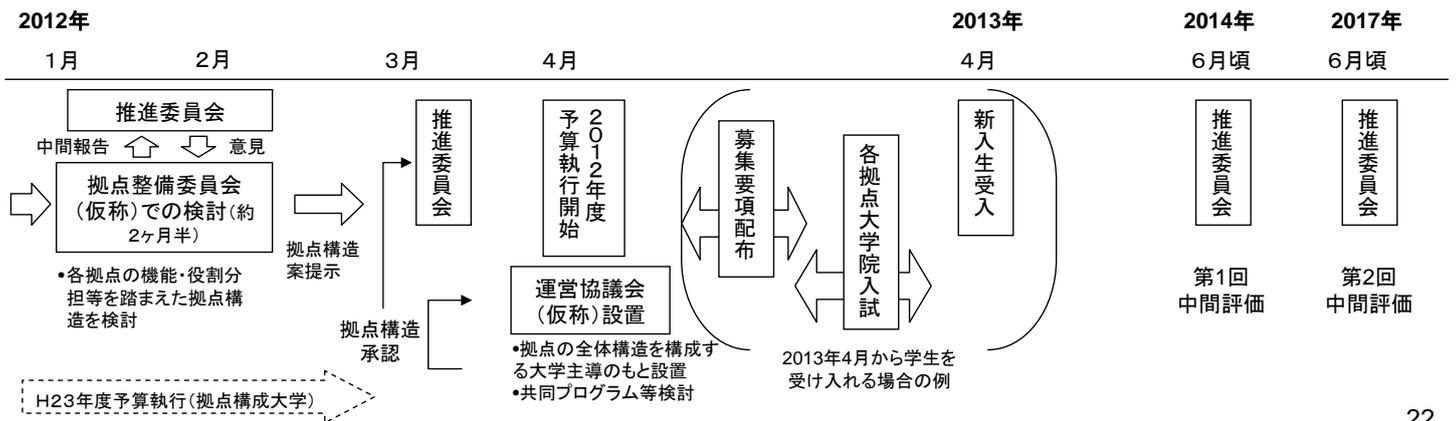
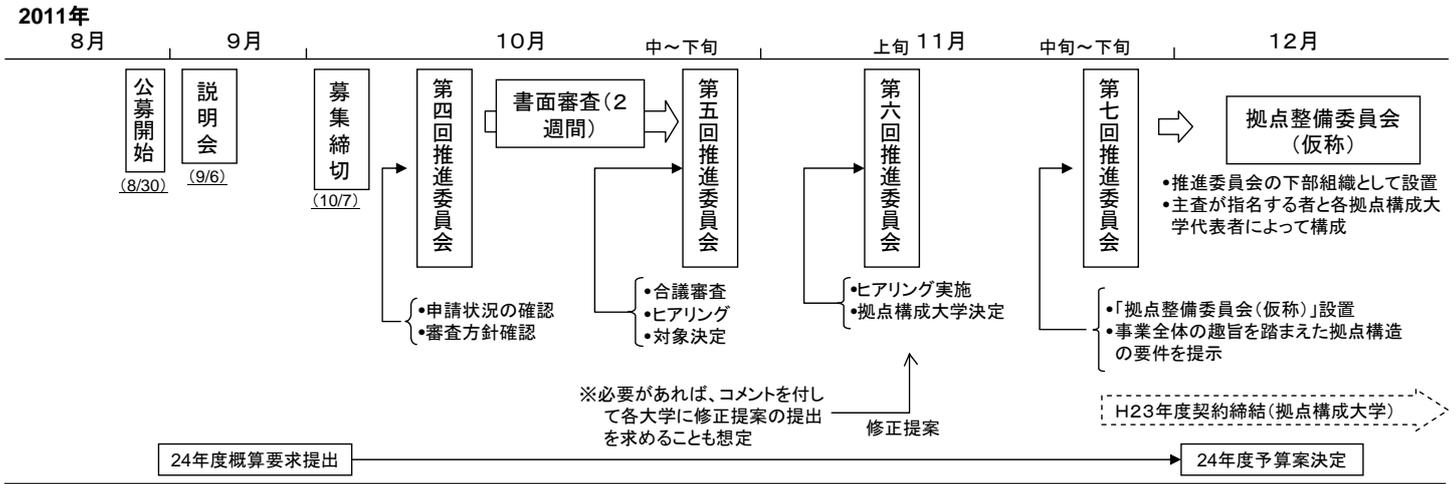
なお、以下の点についても審査にあたって留意する。

- 当該大学の提案する「日本全体で目指すべき人材育成の枠組みと体制」に特筆すべき優れた点があるか
- 学生募集、修了生のキャリアパス確保等において、持続的に人材育成を行うための工夫がなされているか
- 特色ある意欲的な取組の提案があるか

科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」  
基盤的研究・人材育成拠点整備事業における審査の考え方(案)より抜粋  
(科学技術イノベーション政策のための科学推進委員会(平成23年8月30日))

21

# 基盤的研究・人材育成拠点整備事業 事業開始スケジュール(予定)



科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」  
基盤的研究・人材育成拠点整備事業 公募に当たっての Q&A

説明等にあたり、以下のように用語を略して標記しています。

- 科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」基盤的研究・人材育成拠点整備事業 公募要領 = 「**公募要領**」
- 科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」基盤的研究・人材育成拠点整備事業 整備方針 = 「**整備方針**」
- 科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」基盤的研究・人材育成拠点整備事業 構想調書 = 「**構想調書**」
- 科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」基盤的研究・人材育成拠点整備事業構想調書・経費調書 記入要領 = 「**記入要領**」

事業内容について

1. 公募要領の文言の定義等について

Q1-1 「人材育成システム」とは何ですか。

A1-1 本事業により新たに追加される「政策のための科学」に係る「人材育成プログラム」のみならず、各大学が従来より実施している大学院教育を含めた人材育成の仕組み全体を示します。

Q1-2 「人材育成プログラム」とは何ですか。

A1-2 科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」の担い手に求められる能力を備えた人材を育成するための科目で構成される一連の講義や実習、論文指導、インターンシップやセミナーの実施等を示します。

2. 基盤的研究について

Q2-1 基盤的研究とはどのようなものですか。

A2-1 基盤的研究は、学生に研究及び政策の遂行における実践的能力を涵養すること等を目的とし、人材育成の一環として実施する研究です。教員自身の論文作成のみを目的として実施する研究は含まれません。詳細は整備方針「6. 基盤的研究について」に記載のとおりです。

Q2-2 来年度以降、どのようにして研究費が配分されるのですか。

A2-2 年度ごとの本事業の経費を申請する際に、基盤的研究に係る経費についても

申請をしていただきます。

- Q2-3 基盤的研究経費については、10,000 万円(総合拠点(仮称))、5,000 万円(領域開拓拠点(仮称))の外枠と考えてよいですか。調書の1枚目に複数年度にわたる経費計画も書くようにとされているが 10,000 万円(または 5,000 万円) +  $\alpha$  の計画を出してよいですか。
- A2-3 経費計画については補助金額の上限の範囲内で、基盤的研究経費を含めて計画を立ててください。

### 3. 拠点間共同プログラムについて

- Q3-1 公募要領 2 ページの「拠点間共同プログラム」とはどのようなものを想定していますか。
- A3-1 総合拠点(仮称)、領域開拓拠点(仮称)、参加大学のうち、複数の大学の学生を対象として開講される講義、実習、ワークショップなどを想定しています。
- Q3-2 総合拠点(仮称)が全ての拠点間共同プログラムを提供しなければいけないのですか。
- A3-2 拠点間共同プログラムは、原則として、総合拠点(仮称)にその企画・検討・実施をしていただくことを考えています。しかしながら、領域開拓拠点(仮称)が、優れた拠点間共同プログラムを実施できる場合には、「拠点整備委員会」(仮称)での検討を経て、領域開拓拠点(仮称)に拠点間共同プログラムの実施をしていただくこともあります。
- Q3-3 領域開拓拠点(仮称)は拠点間共同プログラムにどのように関与することが期待されているのですか。
- A3-3 総合拠点(仮称)が実施する拠点間共同プログラムへ学生が参加できる環境の整備が期待されます。具体的には、単位互換等の制度の整備、拠点間共同プログラムに参加するための経費の確保、学生の所属大学以外での聴講を可能とする設備の整備などが想定されます。また、「拠点整備委員会」(仮称)での検討を経て、領域開拓拠点(仮称)による拠点間共同プログラムの実施をお願いする可能性もあります。
- Q3-4 拠点間共同プログラム実施のための大学間連携等の仕組みは、提案の時点で整っていないかならないのでしょうか。
- A3-4 整備方針の P9 にあるとおり、平成 23 年度末を目処に拠点の全体構造(案)をとりまとめるとともに、平成 24 年度以降、「運営協議会(仮称)」を通じて拠点間の具体的な連携策や拠点間共同プログラムの詳細が検討されることとなるた

め、予備的な検討や調整は望ましいですが、必ずしも整っている必要はありません。

#### 4. 総合拠点(仮称)の役割について

Q4-1 記入要領「11-(2)-② 他拠点との連携体制について」に総合拠点(仮称)の役割として、「拠点間の必要な調整」とありますが、具体的にはどのようなものが想定されていますか。

A4-1 例えば、平成24年度より設置が予定されている「運営協議会(仮称)」の事務局として各拠点等との調整を図ることや、所属する組織が異なる複数の研究者による拠点間共同プログラムを実施する際の調整などが想定されます。

Q4-2 総合拠点(仮称)になった場合、学位は必ず出さないといけないのでしょうか。

A4-2 公募要領 2. (4)①記載のとおり、総合拠点(仮称)では、拠点が定める基準を満たす者に対し「科学技術イノベーション政策のための科学」に関連する学位を授与する又は学位記に当該学位プログラムの名称を付記することが求められます。

#### 5. 実施体制について

Q5-1 構想責任者が大学における他の役職、他の拠点形成プログラムの代表者あるいは構成員を兼任することはできるのでしょうか？客員教授や名誉教授でも可能ですか。

A5-1 構想責任者の兼任や、客員教授及び名誉教授を充てることは可能ですが、実質的に本事業の推進に責任を持つ方を構想責任者としてください。

#### 拠点の選考について

#### 6. 申請について

Q6-1 e-Rad による申請はできないのですか。

A6-1 できません。

#### 7. 選考過程について

Q7-1 どのような観点から審査されるのでしょうか。

A7-1 科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」基盤的研究・人材育成拠点整備事業構想調書審査の考え方を参考にしてください。

Q7-2 ヒアリング対象にならなかった場合にも通知はされますか。

A7-2 通知いたします。

Q7-3 ヒアリングについて、詳細を教えてください。

A7-3 詳細は、書類選考結果の通知においてお知らせします。

Q7-4 推進委員会から意見が付されることがあるとのことですが、提案の一部だけが採択されることもありますか。

A7-4 あります。

Q7-5 書面審査等により他大学との連携に関するコメントを付された場合、必ずその大学との連携をしなければいけませんか。その際、協定締結等が必要となりますか。

A7-5 他大学との具体的な連携・協力の内容については、平成 24 年度以降、拠点構成大学等が合同で設置する「運営協議会(仮称)」において、各大学の事情や意向も尊重しつつ検討していただくこととなります。

Q7-6 総合拠点(仮称)で応募した大学が領域開拓拠点(仮称)で採択されることや、領域開拓拠点(仮称)で応募した大学が総合拠点(仮称)で採択されることはありますか。

A7-6 推進委員会において、全体構想との整合性の観点から、その提案内容に応じて総合拠点(仮称)と領域開拓拠点(仮称)の採択を行います。

## 8. 他の事業との重複等

Q8-1 (国以外の)他の機関からの資金を、本事業の一部に使うことはできますか。

A8-1 他の機関からの資金を活用して実施している人材育成プログラムと、本事業で新たに実施する人材育成プログラムとを一体的に実施することは可能です。しかし、全く同じ内容に対して重複して経費を支出することはできません。必要な経費の支出については業務の内容ごとに正当な理由をもって明確に区分してください。なお、その場合にあっても、本事業及び本事業以外の補助金等の使用のルールに従っていただくことは言うまでもありません。

Q8-2 国の実施する別の人材育成に係る事業に申請中です(採択されています)。本事業に応募することはできますか。

A8-2 応募することはできます。その場合、記入調書 5.「他事業への申請等の状況」の欄にご記入ください。但し、現在申請中(採択済み)の人材育成事業の内容と、本事業で実施を予定している人材育成プログラムの内容が重複している場合には、本事業から補助金を支出することはできません。

Q8-3 国の予算による他の事業で雇用している教員等を、本事業に関与させること

はできますか。

A8-3 当該教員がその専門能力等に鑑みて、本事業に関わることが不可欠である場合、関与させることは可能です。但し、他の事業と本事業との間で、重複して経費を支出することはできません。当該教員の業務管理を適正に行うとともに、必要な経費の支出については業務の内容ごとに正当な理由をもって明確に区分してください。なお、その場合にあっても、本事業及び本事業以外の補助金等の使用のルールに従っていただくことは言うまでもありません。

Q8-4 国の研究費を受けている研究者が本事業に関わることはできますか。

A8-4 できます。但し、当該研究者のエフォート管理は適正に行ってください。

Q8-5 RISTEX の科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムに採択された場合、基盤的研究の経費は削減されるのでしょうか。

Q8-5 本事業における基盤的研究は、人材育成プログラムの一つに位置づけて実施するものであり、RISTEX が行っている公募事業とは目的が異なります。よって RISTEX のプログラムに採択されたことをもって、基盤的研究の経費が即削減されるものではありません。但し、内容が完全に重複する申請は避けてください。

#### 経費の申請、執行について

#### 9. 補助金全体について

Q9-1 総合拠点(仮称)と領域開拓拠点(仮称)で補助金額の上限に差がありますが、何が違うのですか。

A9-1 領域開拓拠点(仮称)では、原則として各拠点に所属する学生のみを対象とした講義等を行うのに対し、総合拠点(仮称)では拠点間共同プログラムを実施することとなっています。また、拠点間の必要な調整を行うことも総合拠点(仮称)の役割とされています。したがって、これらの取組の実施にかかる経費を考慮し、上限額に差を付けています。

Q9-2 申請額から補助金が減額されることはあるのですか。

A9-2 取組内容等に照らして補助金申請額を精査させていただきます。結果として、申請額と配分額に差が生じることがあります。また、平成24年度以降については、本事業に係る予算の状況等に応じて補助金額が変動する可能性があります。

Q9-3 本補助金は、概算払となるのか精算払となるのでしょうか。

A9-3 概算払いにすることができます。この場合、別に通知する「補助金取扱要領」

に基づいた手続きが必要です。

Q9-4 本補助金の繰り越しはできますか。

A9-4 本補助金は繰越明許費であるため、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由により、年度内に事業が完了することが困難となった場合で、翌年度内に完了する見込みのある事業については、所定の手続きを経た上で、当該経費を翌年度に繰り越して使用することができます。なお、事業を遂行した結果、単に余った経費を繰り越すことはできませんのでご注意ください。

## 10. 他の事業との経費の合算について

Q10-1 他の経費との合算使用についての制限はありますか。

A10-1 他の委託費や補助金等特定の目的を持った国からの資金による事業等、用途の特定化された経費との合算使用はできません。なお、財産処分の制限に定める取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び重要な器具に該当する財産は、補助金交付の目的に従って補助事業終了後もその効率的運用を図らなければならないため、それらが困難となるような合算使用も行わないでください。

Q10-2 補助金で取得した設備備品を本事業以外の用途と兼用して使用しても良いですか。

A10-2 補助金対象財産の業務時間外の時間帯や休日を利用し、本事業での使用を妨げない範囲で一時的に他用途に使用する場合に限り、兼用して構いません。ただし、当該補助事業以外の使用により発生した消耗品費や修理費については補助金を充当できません。

## 11. 費目について

Q11-1 補助金で教授等を雇用することはできますか。

A11-1 できます。

Q11-2 本事業で雇用している者に対して、退職手当を支給することは可能ですか。また、退職手当引当金を計上することは可能ですか。

A11-2 本補助金は、単年度毎に交付決定を行い、この交付決定された事業期間に要した経費を対象としますので、退職金がこの事業期間内に発生するのであれば当該職員に対する退職金を補助金から支出することができます。退職手当引当金の計上も可能です。複数年度の勤務に対する退職金を計上することはできません。

Q11-3 学生に対して奨学金を出すことはできますか。

A11-3 できません。

Q11-4 補助金で学生を海外に派遣させることはできますか。

A11-4 人材育成プログラムのうち、海外でしか実施できない内容がある場合には、学生を海外に派遣することも可能です。その場合、計画書においても人材育成プログラムに明確に位置づけていただくとともに、経費の支出の仕方については、個別にご相談ください。

Q11-5 本補助金で研究成果発表費(論文審査料・論文投稿料・論文掲載料)を支払う場合には費目は何ですか。

A11-5 雑役務費です。

Q11-6 補助金で学会参加費を支払うことはできますか。

A11-6 本事業の内容に照らして学会参加が必要な場合には、雑役務費から支出できます。

Q11-7 学会キャンセル料を補助金で支払うことはできますか。

A11-7 やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみできます(雑役務費)。

Q11-8 会議のための会場借料や会議資料の印刷経費の費目は。

A11-8 会場借料は「借料・損料」、会議資料の印刷経費は「印刷製本費」です。

Q11-9 施設の建設や改修のために補助金を使用できますか。

A11-9 建物等施設の建設・改修にかかるもの(当該事業により購入した設備備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等を除く)に補助金を使用することはできません。

Q11-10 本補助金で大学内の施設・設備使用料を支払うことはできますか。

A11-10 本事業の実施に当該施設・設備の使用が必要な場合に限り、借料・損料から支出できます。ただし、明確な運用規定があり、全ての使用者に使用料を課す施設に限られます。

Q11-12 複数年度にまたがる保守契約やリース契約を締結することは可能ですか。

A11-12 複数年度にわたる契約を結ぶことはできますが、会計処理においては、会

計年度ごとに使用金額を分け、支出を行った上でそれぞれの年度に計上する  
必要があります。

Q11-13 本補助金でデータ・権利等使用料(特許使用料、ライセンス料(ソフトウェア  
のライセンス使用料を含む)、データベース使用料等)を使用することはできま  
すか。

A11-13 本事業の実施に必要なデータ等である場合に限り、支出できます。

Q11-14 本補助金で振込手数料を支払うことはできますか。

A11-14 本事業に不可欠な経費の振込に必要な場合には、支出できます。

Q11-15 本補助金で保険料を支払うことはできますか。

A11-15 できる場合もあります。詳しくは、拠点採択後にご相談ください。